# 態野町農業委員会委員および農地利用最適化推進委員の募集

7月19日(水をもって農業委員会委員(以下「農業委員)) および農地利用最適化推進委員 (以下「推進委員」)の任期が満了となります。そのため、次のとおり農業委員会等に関する 法律に基づき、農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その 他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる人を募集 します。

# ▷募集内容

|            | 農業委員                                                                                                                         | 推進委員                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 募集人員       | 10人                                                                                                                          | 4人                    |
| 任期         | 7月20日~令和8年7月19日(3年間)                                                                                                         | 農業委員会が委嘱する日~令和8年7月19日 |
| 主な<br>業務内容 | 毎月20日前後に開催する農業委員会に<br>おける議案審議など<br>審議議案のうち、担当地区に係るもの<br>の現地確認および補足説明<br>【農業委員と推進委員の共同業務】<br>・遊休農地の発生防止と解消のための農地パトロール、指導、相談対応 |                       |
|            | ・担い手へ農地の借り入れと規模拡大への援助<br>・農業への新規参入の促進<br>・その他農業委員会が必要とする業務(研修会への参加など)                                                        |                       |
| 報酬等        | 月額11,400円(会長12,000円)                                                                                                         | 月額11,400円             |

**団**様式は、農業委員会で配布および町ホームページからダウンロード可能です。必要書類を 添えて、3月16日(水)~4月14日(金までの間に農業委員会へご提出ください。 その他の詳細については、農業委員会へお問い合わせください。

問農業委員会(農林緑地課内) ☎820-5638

# 軽白動車などの廃車・変更手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日に登録されている車両の所有者に年額が課税されます。 廃棄 や譲渡、死亡などにより所有者でなくなった人や住所変更の手続きを行っていない人は、3 月中に手続きをしてください。

# ▷手続き場所

| 区分                                        | 手続き場所(広島県内)                                         |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 軽自動車(三輪または四輪以上)                           | 軽自動車検査協会<br>広島主管事務所<br>☎(050)3816-3080              |
| 二輪の小型自動車<br>(251cc ~)、軽二<br>輪 (126~250cc) | 中国運輸局広島運輸支局<br><b>②</b> (050)5540-2068              |
| 原付(~125cc)、<br>小型特殊自動車                    | 税務住民課<br><b>28</b> 820-5603<br>または転入先市区町村の<br>課税担当課 |

# Q. 3月中に手続きをした方がよい人とは

- A. ・他人に車を譲ったが、名義変更をし ていない人
  - ・納税義務者が死亡したが、廃車手続 きや名義変更をしていない車がある人
  - ・町外へ転出したが、車を置く場所の 住所変更をしていない人

廃車などの手続きがない場合、令和5年度 の軽自動車税が課税されます。4月2日以降 に手続きをしても、その年度の軽自動車税は 還付されませんので、早めの手続きをお願い します。

問税務住民課町民税グループ☎820-5603

# マイナンバーカードを使って 転出届がオンラインで提出できるようになりました

2月6日 (目)から、マイナンバーカードを使ってオンラインで転出届が提出できるようになりました。

いままで

## ▷特徴

- ○日本国内での引越しで利用できます。
- ○「自身単身」での引越しはもちろん、「自身 と同一世帯員」、「自身以外の世帯員」の引 越しでも利用できます。
- ○24時間いつでも提出が可能になります。 (提出後の処理は役場の開庁時間に行います)

# ▷手続きの流れ

ステップ1

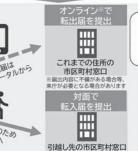
マイナポータルヘアクセス。

# ステップ2

届出情報などを入力。







これまでの住所の市区町村窓口

は対し、先の市区町村家

マイナポータルを利用すれば・・・



引越し前後で

両方の窓口に

行くのは大変…

ステップ3

マイナンバーカードで電子署名を

→ 付与して送信。 転出手続き完了

後日、引っ越し先の市区町村窓口で転入届などの手続きを行ってください。

間税務住民課戸籍住民グループ☎820-5604

# 新型コロナワクチン接種のお知らせ

ワクチン受付・相談センター ☎820-5653 (平日9:00~17:00※土日祝日を除く)

# 武田社ワクチン(ノババックス)の接種予約を受け付けています

○武田社ワクチン (ノババックス) の対象者など

**図mRNA**ワクチンに含まれる成分へのアレルギーがあるなど何らかの理由で接種を希望する人 【初回接種(2回目接種)】・・12歳以上の人 【追加接種(3~5回目接種)】・・18歳以上の人 ※1回目接種者は対象外です。

# >接種間隔

2回目接種者・・1回目接種から3週間の間隔で2回目を接種。 3~5回目接種者・前回の接種完了から6か月以上経過後に接種。



## ○町内で接種できる日時・場所・予約方法

**聞**3月10日金、24日金

所大瀬戸内科(出来庭二丁目18番11号)

### ▷予約

熊野町コロナワクチン受付・相談センター(暦820-5653 平日9:00~17:00) に電話または WEBで予約。

※そのほか乳幼児・小児・12歳以上のワクチン接種は引き続き、町内医療機関(すべてファイザー社) で実施しています。接種を希望する人はご予約のうえ、接種を受けてください。

## 4月以降の新型コロナワクチン接種

ワクチン接種事業の実施期間は、現時点では3月31日 金までとされています。4月以降の方針 については、現在国で検討されており、3月上旬までに方針がまとめられる予定です。国の方針が 決まり次第、町ホームページ・広報・LINEでお知らせします。